

申請時の注意

1 追加措置の対象者

交付金の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる生産者

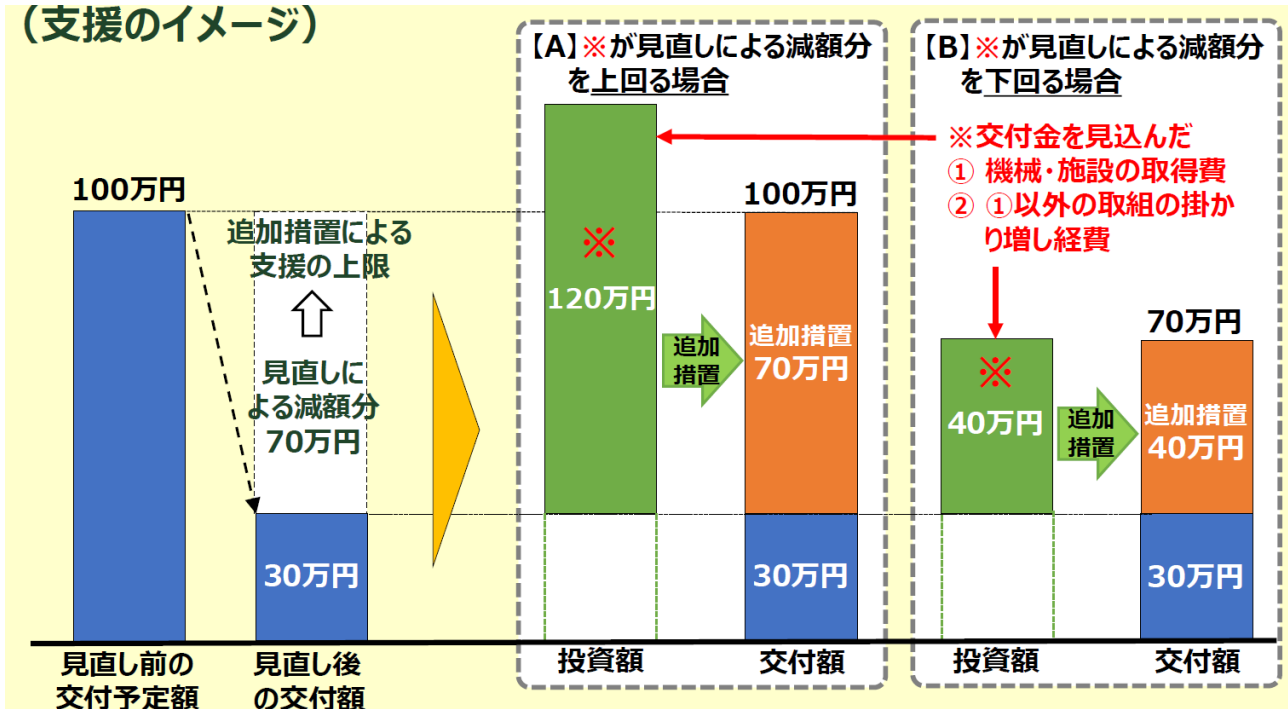
例. 当初：200万円申請予定 見直し後：100万円減収のため申請額100万円⇒対象

当初：200万円申請予定 見直し後：減収していないため申請額0円⇒対象

当初：200万円申請予定 見直し後：300万円減収のため申請額200万円⇒対象外

2 支援額の考え方

(支援のイメージ)



裏面も御覧ください

3 対象となる機械、施設、資材等の経費

☆大前提 令和2年4月30日～10月30日に購入又は発注がされているもの

※10月12日の見直し発表以降にキャンセルをした後に同内容で再発注した場合は、再発注の日が10月30日以降であっても対象。(キャンセル日が確認できる書類が必要)

○機械・施設

高収益作物の次期作に使用する、生産性の向上に資する機械・施設の取得費
⇒機械の単純更新や、ビニールハウスの単純な張り替え等は対象外

○機械・施設以外の資材等（農薬や肥料等）

従来からの掛かり増し経費

具体的には・・・

① 新たな資材等の経費

(例)

- ・従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

② 通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例)

- ・品質向上のための肥料の施用量の増加分

③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

〔 本交付金を契機に、生産性や収量の向上等の取組を進めるため、地域で推奨して導入を進めている資材等の購入経費が対象 〕

(例)

- ・品質のバラツキの解消のため、地域でまとまって特定の肥料を利用
- ・産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

追加措置現場向けQ&Aも参考にしてください。

③の場合

使用している資材等が追加措置の対象になるかは、所属している部会、生産者団体等又は資材の購入店舗（JA等）に確認してください。

また、「追加措置の取組一覧表」下部の※注5に、地域又は生産者がまとまって資材等を導入する際の実施主体名を記入することが必須となっています。